

在京5社の視聴データ利活用方針と 共通NVRAMの利用について

在京5社視聴データ利活用検討会

2022年3月4日

01 視聴データ 趣意

01 視聴データ 趣意

02 視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針

03 5社共同利用のためのリンクキーと各種ID、視聴データの流れ

04 5社間及び、5社とα社との間のガバナンス

05 「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯

06 共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者と、
部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

視聴データ 趣意

テレビ局に おける 経営課題

「量（視聴者数）」の減少と、「質（広告価値）」の相対的な低下が、今後の事業継続が危ぶまれるレベルで進行している状況
放送の公共的な役割を維持するために安定的な基盤が必要であり、
個社領域だけでなく、業界全体で**協調領域での新たな取り組みが必要**。

経営課題 への5社 対応方針

視聴データは、

- ・ 視聴者へのより深いサービス提供と広告主への的確なリポート等を実現するのに不可欠な基本データである
- ・ 視聴データをマーケティングに資するよう広告主や広告会社に示すには、**5局統合されたデータが必要**という、5社共通認識に基づき、**自律的かつ安全安心な活用のしくみづくりを推進**。

上記方針に おける リスクと 対応状況

視聴データをテレビ局自らが収集及び利活用するうえで、リスクが存在（プライバシー/ガバナンス/セキュリティ等）

▶ 視聴データの**取り扱い方針**

- ・ **放送事業の安定性と公共の役割を今後も継続・維持するためにのみに限定**されること
- ・ **データに関わるガバナンスの強化も並行して行う**こと

（参考資料：2022年1月19日総務省検討会での民放連資料「視聴データの取り扱いに関する基本的考え方」）

▶ 視聴データの**収集手段**

- ✓ 2回にわたる総務省の実証実験や様々な会議体を通じて、慎重な検討を進めた
- ✓ 今回、5社で「特定・非特定両立運用」という共通方針を取りまとめ関係機関・有識者の皆様にお諮りする

02

視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針

01 視聴データ 趣意

02 視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針

03 5社共同利用のためのリンクキーと各種ID、視聴データの流れ

04 5社間及び、5社とα社との間のガバナンス

05 「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯

06 共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者と、
部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針

定義/凡例

○：実施する △：条件の範囲でのみ実施する ×：実施しない

		オプトアウト型 非特定視聴データ	オプトイン型 特定視聴データ	オプトアウト型 非特定視聴データ利用の実施例
		実効性のある告知を実施	事前に同意を取得	
個人に働きかけない 利用		○ 実施(放送局以外に提供する 場合は統計情報 ^(※1) とする)	○ 同意の範囲で実施	<ul style="list-style-type: none"> 番組改善のための分析や、広告主へのレポートिंगのために統計情報^(※1)を作成するための利用。 放送局の自社ホームページや第三者から提供されたWeb閲覧データを放送局内部で非特定視聴データと照合し分析し統計情報^(※1)として広告主に提供。
個人に働きかける 利用	リコmend ^(※2) (番組及び自社事業)	△ テレビ限定で実施 ^(※3)	○ 同意の範囲で実施	<ul style="list-style-type: none"> データ放送上で、非特定視聴データの分析結果を基にした、おすすめ番組の情報を表示。
	リマーケティング (広告及び他社事業)	× 実施しない	○ 同意の範囲で実施	

(※1) 「集団の傾向または性質などを数量的に把握するものであること、特定の個人との対応関係が排斥されているものであること」など、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編3-1-1)での「統計情報」の要件を満たすものに限る。

(※2) 自社事業とは例えば「テレビ局主催による番組連動イベントの開催情報をその番組の視聴者にご案内する」といった利用を想定しているが、「自社事業」と「他社事業」の限界事例など、具体的な利活用の範囲や要件の詳細については、「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」で有識者の意見を交えて検討する。

(※3) 「非特定視聴履歴を放送局の外部(DMP事業者等)には持ち出さない」といったオプトアウト方式で取得する非特定視聴データの取扱いに関するプラクティス2.1記載のp14「データ放送上での実施例」の範囲内に限る。(詳細はP6参照)

データ放送等で非特定視聴データに基づいたおすすめ番組表示の例

視聴者（受信機器）を、視聴傾向によりいくつかのクラスタに分類し、そのクラスタに応じて、視聴者がより興味関心が高そうな番組宣伝を「データ放送」上に表示する。



バラエティ番組

ビジネスパーソン
クラスタ
(平日/休日ともにGP帯中心の視聴)

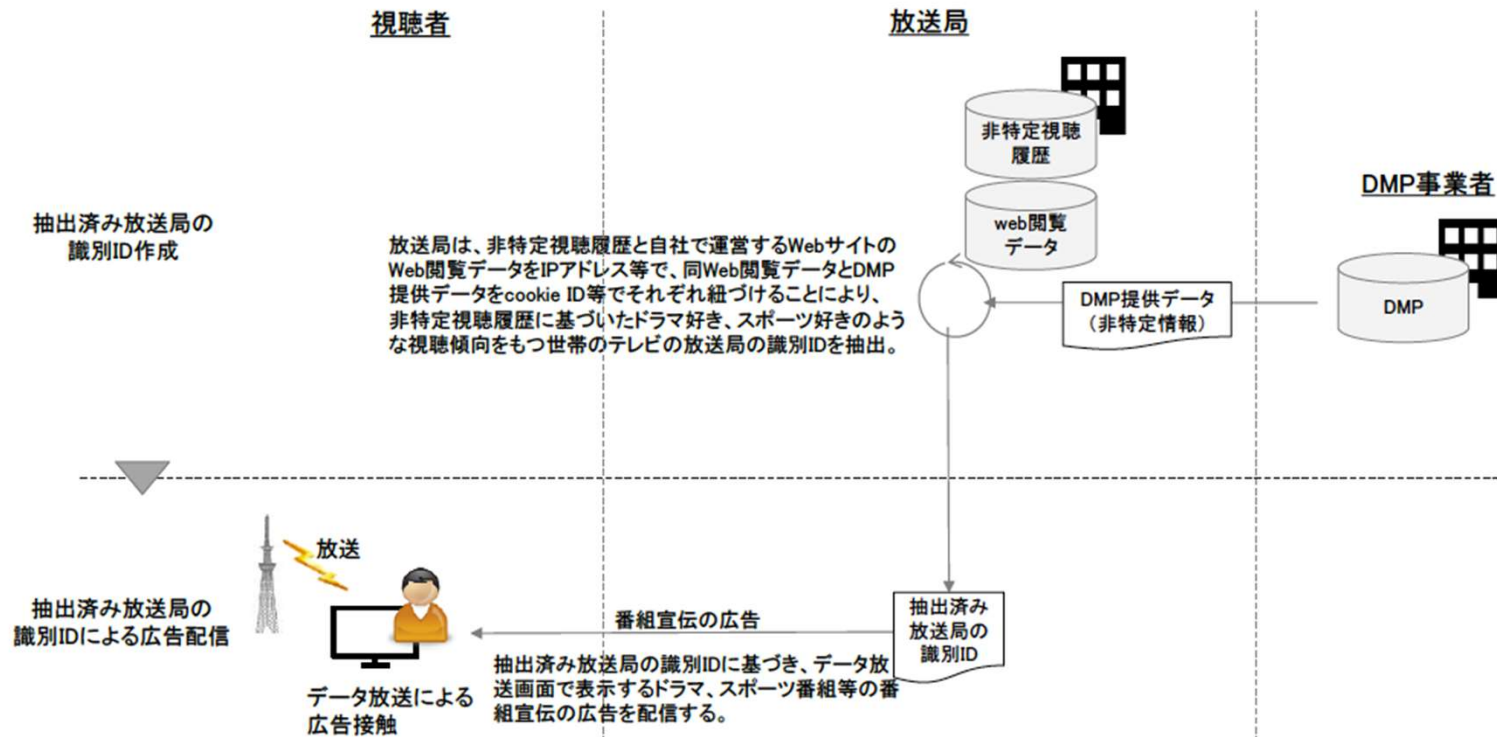


ドラマ番組

子育て世代
クラスタ
(平日昼間・日曜AM中心の視聴)

プラクティス記載のリコmend（番宣等）の実施例

データ放送画面で「番組宣伝」を行う場合



「オプトアウト方式で取得する非特定視聴データの取扱いに関するプラクティス2.1」 p14から抜粋

03

5社共同利用のための リンクキーと各種ID、視聴データの流れ

01 視聴データ 趣意

02 視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針

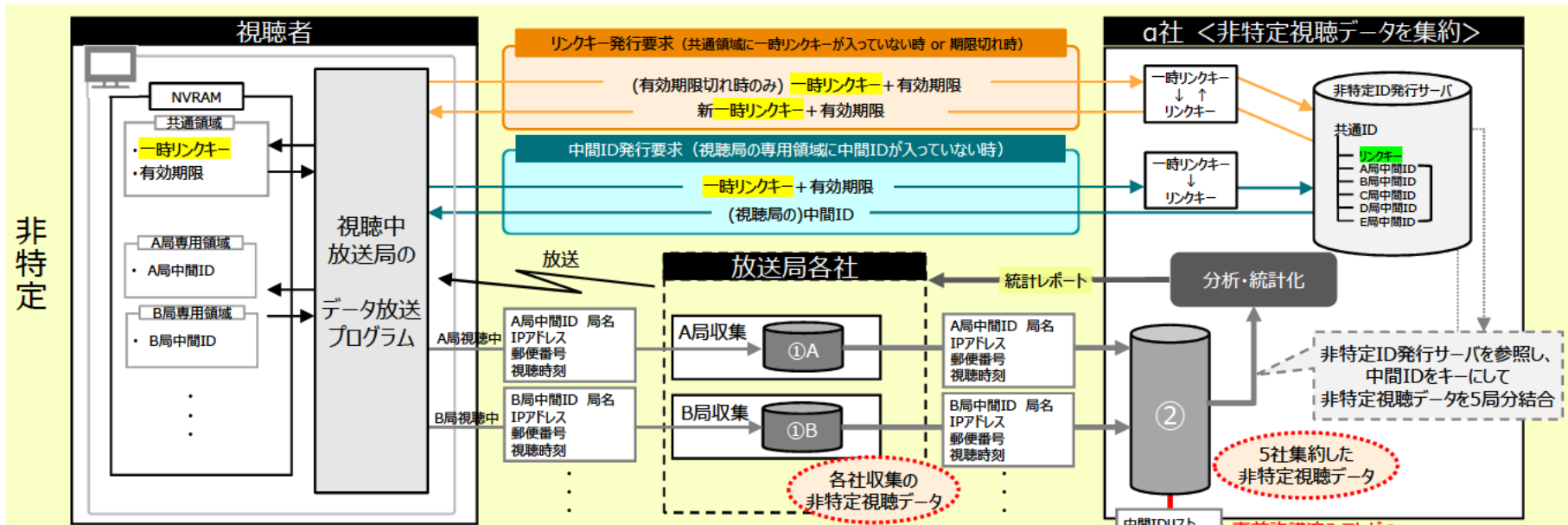
03 5社共同利用のためのリンクキーと各種ID、視聴データの流れ

04 5社間及び、5社とα社との間のガバナンス

05 「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯

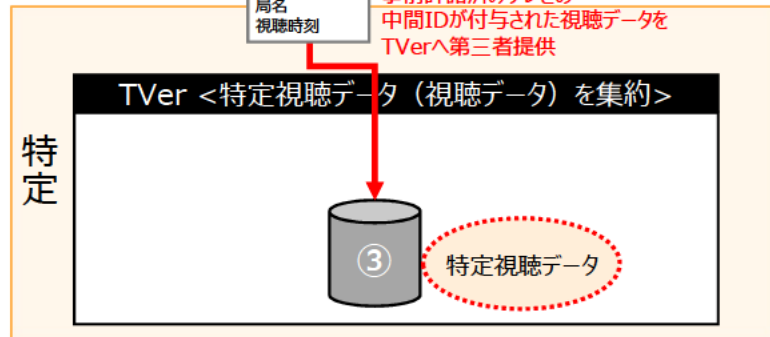
06 共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者と、
部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

5社共同利用のためのリンクキーと各種ID、視聴データの流れ



定義/凡例

- **α社**：非特定視聴データのID、リンクキー発行、データ集約の5社からの業務委託先。個人情報を保有しない。TVer社とは別の法人。
 - **リンクキー**：5社それぞれの中間IDを発行する際、同一受信機を判別するトークン。
NVRAM共通領域には1日～数日でリフレッシュされる一時リンクキーに変換して保存する。
 - **中間ID**：各局それぞれのID体系で受信機ユニークに振られるID。各局専用領域に保存される。
 - **共通ID**：受信機ユニークに付番されるID。α社から外には出ない。
 - **共通領域**：放送局各社がアクセス可能なNVRAM。共通NVRAM。視聴中の局がアクセス可能。
 - **専用領域**：当該局のみが当該局を視聴中にアクセス可能なNVRAM。
- ①A,①B・・・：各局にある視聴データ収集サーバ ②：α社に置かれる5社視聴データの集約サーバ
 ③：TVer社にある特定視聴データの集約サーバ
 ※放送局各社はそれぞれの社内で容易照合性のない形で他の個人情報と結合しないように運営



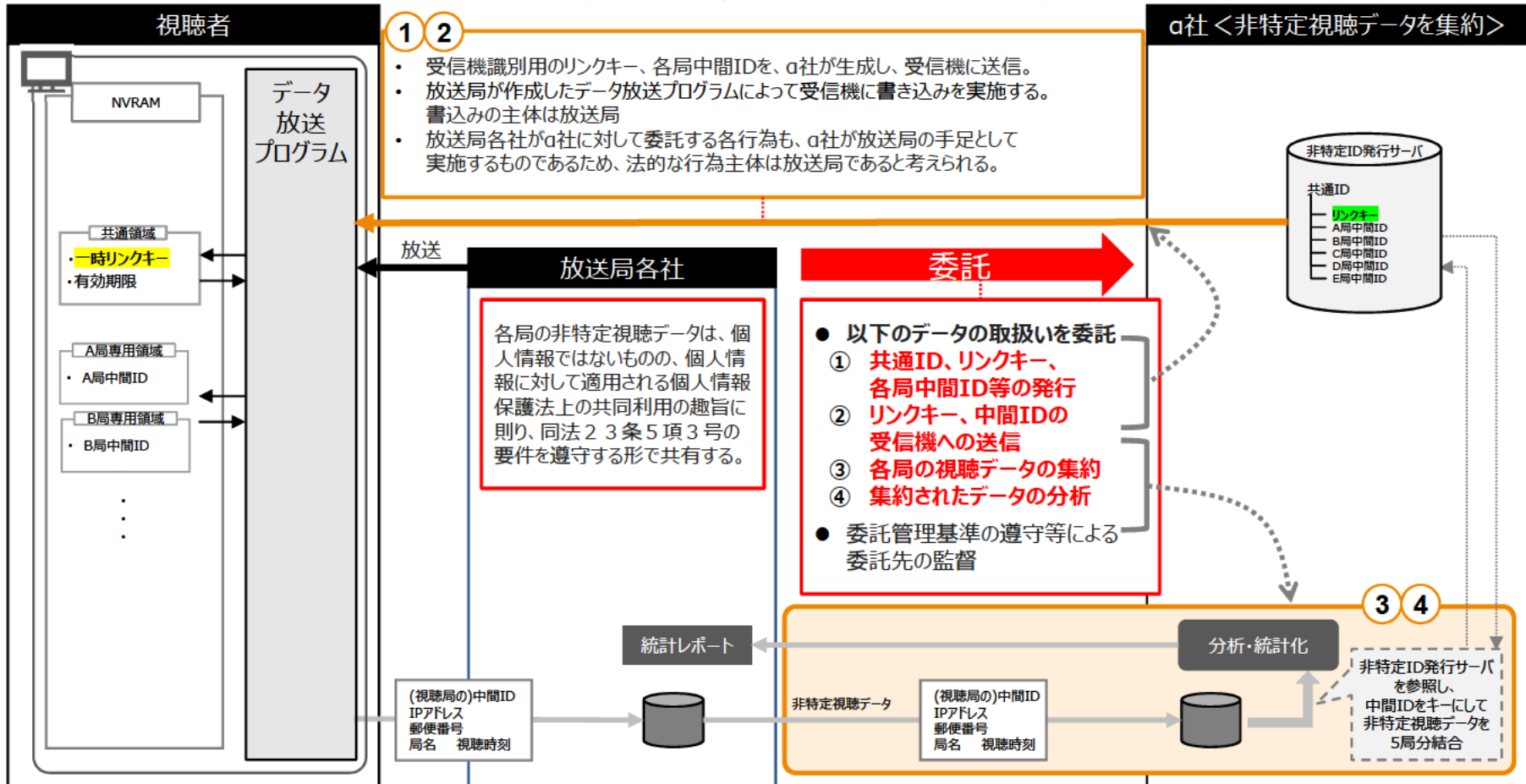
04

5社間及び、5社とa社との間のガバナンス

- 01 視聴データ 趣意
- 02 視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針
- 03 5社共同利用のためのリンクキーと各種ID、視聴データの流れ
- 04 5社間及び、5社とa社との間のガバナンス**
- 05 「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯
- 06 共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者と、部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

5社間及び、5社とa社との間のガバナンス

5社における安全安心な非特定視聴データ集約、活用のための事業体を設立し、仮にa社とする。



(1) 5社間のガバナンス

以下方針で、5社間のガバナンスを効かせる

集約視聴 データの 取り扱い

- ✓ 各局の非特定視聴データは、個人情報ではないものの、個人情報に対して適用される個人情報保護法上の共同利用規定の趣旨に則って共有することとし、同法23条5項3号が定める以下の①～⑤の事項を**本人が容易に知りうる状態に置く**。
 - ① 共同して利用する旨
 - ② 共同して利用されるデータの項目：
共通ID、リンクキー、中間ID / IPアドレス / 郵便番号 / 局名 / 視聴時刻
 - ③ 共同して利用する者の範囲：在京民放5社
 - ④ 利用する者の利用目的：統計データの作成
 - ⑤ 当該データの管理について責任を有する者の氏名又は名称：5社が一定期間毎に交代で就任
- ✓ 以上に加え、**5社共通の問合せ先を設置**し、上記①～⑤とともに本人が容易に知りうる状態に置く。
- ✓ 集約視聴データの利用や管理に係る決定は**5社の合意により行う**こととする。

合意書 締結

上記の事項について、**5社間で合意書を締結**する。

(2) a社に関するガバナンス

以下の措置により、5社が合意しない集約視聴データの取扱いが生じない体制を確保する。

a社 定義	「オプトアウト方式で取得する非特定視聴データの取扱いに関するプラクティス（ver2.1）」の趣旨に準じ、委託先であるa社は、「 放送局5社の管理下にある事業者（放送局が資金面、人事面で強い影響を持つ等して、データの取扱い状況を適切に監督できる事業者） 」とする。なお、 a社はTVer社とは別法人とする。
委託管理 基準	同プラクティスに定められている「委託管理基準」を適用する。 【委託管理基準】 適切にデータ管理を行いうる事業者を選定し、次のとおり契約上義務付けを行う （放送局側は5社連名で契約を締結）。また、契約どおりの取扱いが実施されているか否かを監督する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 第三者へのデータ提供の禁止➤ 安全管理措置の実施➤ 個人情報との紐付けの禁止➤ 目的達成後の非特定視聴データ等の速やかな廃棄等、適切な措置を取ること➤ 提供を受けたデータの複製の禁止（利用目的の達成のために複製することは除く）➤ 目的外利用の禁止（クリエイティブから属性等を推知する等）
委託内容	委託の内容は非特定視聴データの集約であるが、より詳細には以下の通り。 <ul style="list-style-type: none">・ 共通ID、リンクキー、各局中間ID等の発行・ リンクキー、中間IDの受信機への送信・ 各局の視聴データの集約・ 集約されたデータの分析 ※ a社は上記の各行為を放送局の委託先として行うため、上記各行為の法的な実施主体は放送局になると考えられる

05

「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯

- 01 視聴データ 趣意
- 02 視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針
- 03 5社共同利用のためのリンクキーと各種ID、視聴データの流れ
- 04 5社間及び、5社とα社との間のガバナンス
- 05 「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯
- 06 共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者と、部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯

目的

5社の視聴データの集約を実施するため

受信機に 対する 「共通ID」の 必要性

- 上記目的のために5社が取得できる**受信機固有の「共通ID」が必要**。
- 外部サーバ上に共通IDがあるだけでは、IDと受信機の紐づけができない。
- 受信機内で5社で共有できる共通領域（共通NVRAM）の活用を検討。

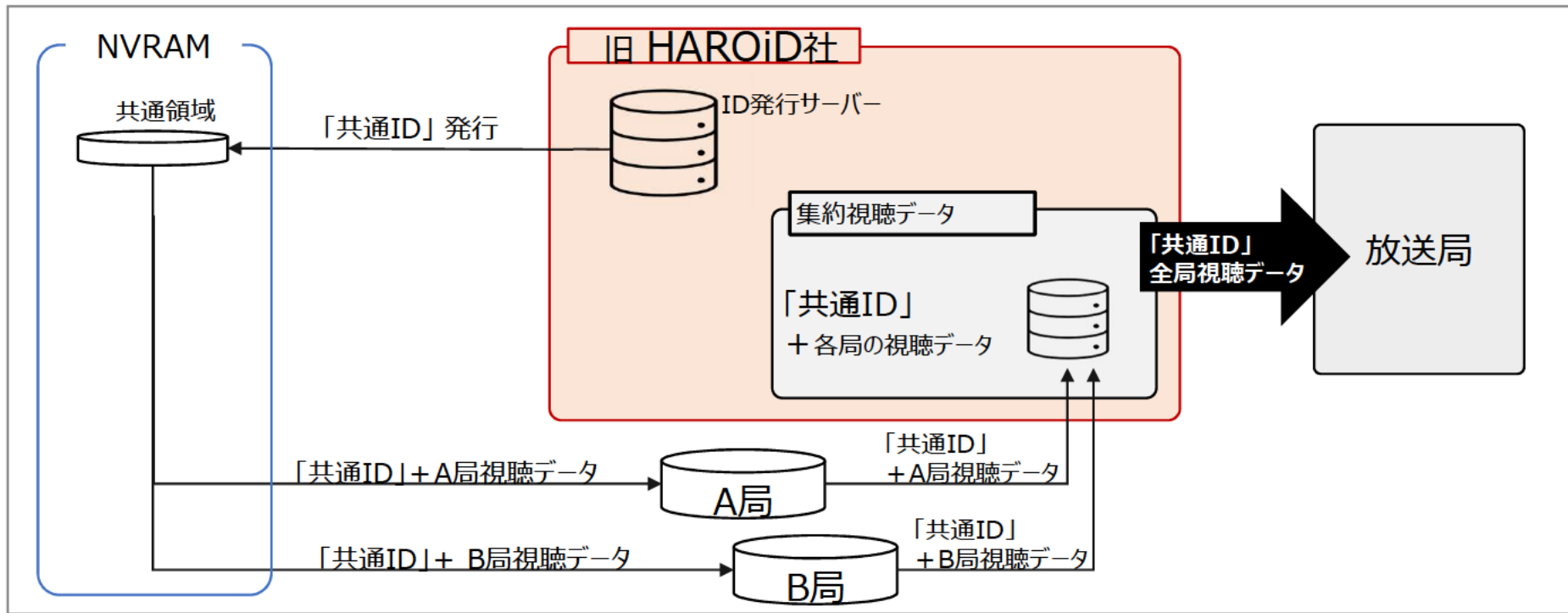
共通 NVRAM への記録に 関する課題

- 「共通ID」を直接共通NVRAMに記録すると、「共通ID」を他の放送事業者が取得したうえで自社保有の個人データと紐づけた場合に、民放5社が集約した視聴データや各局視聴データが**個人情報化するリスクが発生**する。
(P.15：2018年度総務省実験)

【回避策】

- 「共通ID」とは別に「リンクキー」を発行し「共通NVRAM」へ記録。また、視聴データを集約するための「中間ID」を発行し、5社それぞれ「各局専用NVRAM」へ記録。「共通NVRAM」にある情報と視聴データがセットで流通することのないように切り離す。(P.16：2019年度総務省実験)
 - 「共通ID」はa社内のみで運用する。
 - 「リンクキー」は「一時リンクキー」に変換して「共通NVRAM」へ記録する。
 - 「一時リンクキー」については、短期間（1日～数日）でのリフレッシュによって不変性を減じることで、有用性を下げる。
- ※「共通ID」、「リンクキー」、「中間ID」の紐づけはa社内実施。放送局は「共通ID」、「リンクキー」を社内に持たない。

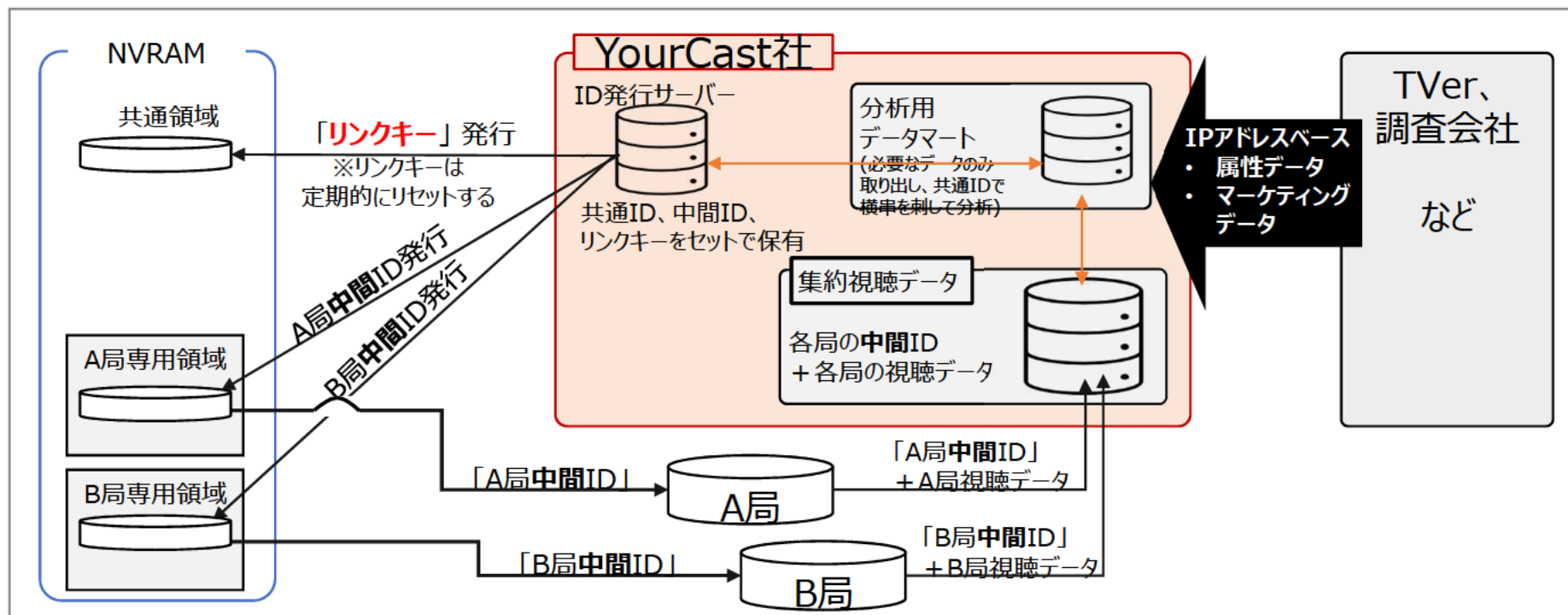
共通IDでの運用の課題（2018年度 総務省実験での形）



万が一、共通IDを他の放送事業者が取得したうえで自社保有の個人データと紐づけた場合、民放5社が集約した視聴データや各局視聴データが個人情報化するリスクが高まる

[参照] 総務省実験概要： https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/smart-tv.html

リンクキーを用いた運用（2019年度 総務省実験での形）



視聴データは中間IDで収集・集約される。万が一、リンクキーが個人情報と紐づけられても、
 a社から中間IDとリンクキーがセットで流出しない限り、視聴データが個人情報化することはない

※民放5社もリンクキーおよび共通IDを持たないことで、流出リスクを低減

[参照] 総務省実験概要： https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/smart-tv.html

06

共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者と、 部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

- 01 視聴データ 趣意
- 02 視聴データの取扱いに関する在京5社の検討方針
- 03 5社共同利用のためのリンクキーと各種ID、視聴データの流れ
- 04 5社間及び、5社とα社との間のガバナンス
- 05 「共通ID」と「リンクキー」、「共通NVRAM」活用の経緯
- 06 共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者と、
部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

共通NVRAMへのアクセスが可能な事業者

前提

共通NVRAMにアクセスするには、以下が必要

- (a)受信機に対し「BML」(Broadcast Markup Language)というプログラムを送出する設備
- (b) ARIB 規格及び BML 等データ放送についての十分な知識を有する技術者

対象事業者

以下の放送事業者は(a)(b)を既に保有しているか、容易に入手可能である。

- ① 民間放送事業者（在京キー5社および独立局）
※リンクキーを取得するためのプログラムは放送によって送出的ため、今回のケースでは関東エリアの放送局
- ② NHK
- ③ ケーブルテレビ事業者 ※コミュニティチャンネルを保有するケーブルテレビ事業者
- ④ BS放送事業者 ※CS放送のプログラムからは技術的に共通NVRAMにアクセスできない

一定の投資をして(a)(b)を入手する技術的な可能性として考え得る主体は以下の通り

- ⑤ エリア放送事業者（関東圏で15事業者）
※地上デジタル放送に割り当てられたUHF帯のホワイトスペースを活用して行われる、ワンセグ携帯等の地デジ放送受信機に向けたエリア限定の放送サービスを提供する事業者。
- ⑥ テレビ受信機メーカー
- ⑦ 館内放送事業者
- ⑧ テレビ受信機用OSのベンダー
- ⑨ 放送設備メーカー
- ⑩ 放送についての技術的知見を有する個人

部外者の一時リンクキー取得によるリスクについて

以下の施策で、部外者が共通NVRAM内の一時リンクキーを取得した場合のリスクをおさえている。

観点	考え方
リセット頻度の高さ	部外者が「一時リンクキー」を取得した場合も、「一時リンクキー」は1日から数日でリフレッシュされる。
データ紐づけの難度	部外者が「一時リンクキー」を取得した場合も、各局の視聴データの収集には中間IDを利用していることで、「一時リンクキー」と視聴データは直接紐づかない。
リンクキーの管理	リンクキーと中間IDの関係性は、α社内のみで管理する。

※尚、「共通NVRAM」にアクセスできる主体は、受信機の識別子が必要な場合、自ら発行した識別子をNVRAMに書き込むことが通常想定される

【参考】共通NVRAMへの一時リンクキー書込みに係る改正法31条の適用

参考資料

民放5社としては、個人情報であるリンクキーを共通NVRAMに書き込むことは、個人情報情報の「提供」には該当するものの、共通NVRAMにアクセスし得る第三者が一時リンクキーを個人データとして取得することが想定されるとはいえず、改正個人情報法31条の適用を受けるものではないと整理している。

※以下、【資料5-4】6頁より再掲

第31条（個人情報情報の第三者提供の制限等）

個人情報取扱事業者は、第三者が個人情報（中略）を個人データとして取得することが**想定される**（※下記②）ときは、（中略）次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人情報情報を当該第三者に**提供**（※下記①）してはならない。（以降略）

①「提供」にあたるか

個人情報保護法ガイドライン（通則編）において、「提供」とは、個人データ等を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう、とされている。（通則編2-17）

民放キー局5社以外の事業者等がリンクキーを取得可能な状態にある場合には、共通NVRAMにリンクキーを書き込む行為は、それ自体が個人情報情報の第三者「提供」に該当すると考えられる。したがって、当該第三者（民放キー局5社以外の事業者等）がリンクキーを個人データとして取得することが「想定される」ときは、改正法第31条（個人情報情報の第三者提供の制限等）の規律を受けることとなると考える。

②「想定される」ときに該当するか

個人情報保護法ガイドライン（通則編）において、「想定される」とは、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は、取引状況等の客観的事実等に照らし、一般人の認識（同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識）を基準として、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう、とされている。（通則編3-7-1-2）

民放キー局5社は、第三者がリンクキーを個人データとして取得することを現に想定してはいない。また、5社は技術的にリンクキーを個人データとして取得することが可能な放送事業者（※1）に対して問合せを行い、①当該放送事業者においてリンクキーに有用性は認められないこと、②当該放送事業者において、リンクキーを取得し、これを自社の保有する個人データに紐付けて利用する意向はないことを文書等にて確認している。これを前提とすると、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を基準としても、当該放送事業者において、個人情報情報を「個人データとして取得する」ことが「想定される」、とはいえないものとする。

※1 意向を確認したのは、当てはまる放送事業者の類型ごとの主要な事業者